



2023年10月27日

各位

会社名：コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証プライム)
代表者名：代表取締役社長 山田 茂
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長 伊達 英理子
電話番号：03-3798-3101

(訂正)「臨時株主総会開催について

- 当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果 - ご説明資料」
の一部訂正について

当社が2023年10月24日付で公表いたしました「臨時株主総会開催について-当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果-ご説明資料」につきまして記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり、訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

訂正箇所

13 頁 独立委員会による勧告の要旨見出し

<訂正前>

第5号議案 独立委員会による勧告の要旨

<訂正後>

独立委員会による勧告の要旨

(訂正前)

第5号議案 独立委員会による勧告の要旨

独立委員会は当社の独立社外取締役4名で構成
当議案に関する勧告内容は下記のとおり

独立委員会による勧告

1. 以下に掲げる理由から、大規模買付者らが、本大規模買付行為等を行った場合、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると思料する

- ✓ 再生可能エネルギー事業子会社については、分離・上場等させるのではなく、当社グループのバリューチェーン全体で成長させていくことが当社の企業価値ないし株主共同の利益の向上に資すること
- ✓ 製油所の統廃合を進めることは当社の企業価値ないし株主共同の利益の向上に資さないこと
- ✓ 大規模買付者らが行う可能性を示唆するその他の提案はいずれも妥当性に欠けること
- ✓ 大規模買付者らの株主還元に関する要求は、当社の必要自己資本額を下回ることとなる水準の自己資本の払い出しを要求するものであること
- ✓ 大規模買付者らによる本大規模買付行為等の真の目的は、当社に過度に大規模な自社株公開買付けを実施させることによる保有株式の売り抜けにあることが合理的に推認されること
- ✓ 大規模買付者らは、大規模買付者らを含むグループの概要に関する十分な情報の提供を拒否し、また、当社の具体的な経営方針を示しておらず、本大規模買付行為等が行われた場合、当社の経営に重大な支障を生じさせるおそれがあること
- ✓ 当社経営陣が当社の経営を行う方が当社の企業価値ないし株主共同の利益に資すること

2. 以下に掲げる理由から、上記1.の評価を踏まえた上で、本議案を、本臨時株主総会において上程すること、及び、本議案が本臨時株主総会において承認可決されることを前提に、今後大規模買付者らが、本大規模買付行為等に着手したと認められる場合には、当社取締役会が本対抗措置を発動することは相当である

- ✓ 本議案を本臨時株主総会において上程することの是非
 - ・ 上記1.の評価に加え、本対抗措置を発動することの必要性及び相当性が認められることを踏まえれば、当社取締役会が本大規模買付行為等の実施に反対し、本対抗措置を発動すべきであるとして本議案を本臨時株主総会に上程することは相当である
- ✓ 本議案が本臨時株主総会にて承認可決されることを前提に、大規模買付者が本大規模買付行為等に着手したと認められる場合に、当社取締役会が本対抗措置を発動することの是非
 - ・ 当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることを回避するため、本対抗措置を発動する必要性が存すると考えることが合理的である
 - ・ 当社取締役会により恣意的な運用がなされ、不合理な内容の対抗措置が発動されることがないような仕組みが設けられている。したがって、本対抗措置の相当性は確保されていると考えることが合理的である

独立委員会からの勧告を最大限尊重し、本議案を上程することを決議



© 2023 COSMO ENERGY HOLDINGS

13

(訂正後)

独立委員会による勧告の要旨

独立委員会は当社の独立社外取締役4名で構成
当議案に関する勧告内容は下記のとおり

独立委員会による勧告

1. 以下に掲げる理由から、大規模買付者らが、本大規模買付行為等を行った場合、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると思料する

- ✓ 再生可能エネルギー事業子会社については、分離・上場等させるのではなく、当社グループのバリューチェーン全体で成長させていくことが当社の企業価値ないし株主共同の利益の向上に資すること
- ✓ 製油所の統廃合を進めることは当社の企業価値ないし株主共同の利益の向上に資さないこと
- ✓ 大規模買付者らが行う可能性を示唆するその他の提案はいずれも妥当性に欠けること
- ✓ 大規模買付者らの株主還元に関する要求は、当社の必要自己資本額を下回ることとなる水準の自己資本の払い出しを要求するものであること
- ✓ 大規模買付者らによる本大規模買付行為等の真の目的は、当社に過度に大規模な自社株公開買付けを実施させることによる保有株式の売り抜けにあることが合理的に推認されること
- ✓ 大規模買付者らは、大規模買付者らを含むグループの概要に関する十分な情報の提供を拒否し、また、当社の具体的な経営方針を示しておらず、本大規模買付行為等が行われた場合、当社の経営に重大な支障を生じさせるおそれがあること
- ✓ 当社経営陣が当社の経営を行う方が当社の企業価値ないし株主共同の利益に資すること

2. 以下に掲げる理由から、上記1.の評価を踏まえた上で、本議案を、本臨時株主総会において上程すること、及び、本議案が本臨時株主総会において承認可決されることを前提に、今後大規模買付者らが、本大規模買付行為等に着手したと認められる場合には、当社取締役会が本対抗措置を発動することは相当である

- ✓ 本議案を本臨時株主総会において上程することの是非
 - ・ 上記1.の評価に加え、本対抗措置を発動することの必要性及び相当性が認められることを踏まえれば、当社取締役会が本大規模買付行為等の実施に反対し、本対抗措置を発動すべきであるとして本議案を本臨時株主総会に上程することは相当である
- ✓ 本議案が本臨時株主総会にて承認可決されることを前提に、大規模買付者が本大規模買付行為等に着手したと認められる場合に、当社取締役会が本対抗措置を発動することの是非
 - ・ 当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることを回避するため、本対抗措置を発動する必要性が存すると考えることが合理的である
 - ・ 当社取締役会により恣意的な運用がなされ、不合理な内容の対抗措置が発動されることがないような仕組みが設けられている。したがって、本対抗措置の相当性は確保されていると考えることが合理的である

独立委員会からの勧告を最大限尊重し、本議案を上程することを決議



© 2023 COSMO ENERGY HOLDINGS

13

以上